**○公益通報制度の運用状況（令和６年度）**

**資料１**

**１　受付件数**

　　 610件（うち顕名による通報336件）

**２　受付状況**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 内部受付窓口 | 外部受付窓口 | 合　計 |
| 面会 | 155 | － | 155 |
| 電話 | 117 | － | 117 |
| 郵便 | 80 | 4 | 84 |
| ファクシミリ | 35 | － | 35 |
| ホームページ・メール | 104 | 115 | 219 |
| 合計 | 491 | 119 | 610 |

（注）内部受付窓口の件数は、大阪市の担当部署（総務局監察部監察課並びに各区役所及び局等のコンプライアンス担当）が受け付けたものである。

外部受付窓口の件数は、大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）が受け付けたものである。（下記３についても同じ。）

**３　関係所属別通報件数**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　　　　　属 | 内部受付窓口 | 外部受付窓口 | 合　計 |
| 都市整備局 | 59 | 58 | 117 |
| 総務局 | 53 | 25 | 78 |
| 教育委員会事務局 | 55 | 7 | 62 |
| 福祉局 | 53 | 4 | 57 |
| 建設局 | 31 | 4 | 35 |
| 平野区役所 | 23 | 0 | 23 |
| 消防局 | 19 | 4 | 23 |
| こども青少年局 | 15 | 4 | 19 |
| 環境局 | 17 | 2 | 19 |
| その他の局等 | 102 | 15 | 117 |
| その他の区役所 | 162 | 15 | 177 |
| 分類できないもの | 58 | 1 | 59 |
| 合計 | 647 | 139 | 786 |

（注１）委員会に関する通報は「総務局」に含めている。

（注２）１件の通報で複数の区役所、局等に関係するものがあるため、受付件数とは一致しない。

（注３）「分類できないもの」とは、通報内容がいずれの所属にも関係しないものや、本市職員等に関する事実ではないもの等をいう。

**４　処理状況**

（単位：件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **（１）公益通報に係る処理状況** | | | |
|  | ア　令和６年度に継続されたもの | | 56 |
| イ　令和６年度に受け付けたもの | | 610 |
| ウ　受け付けた通報はないが、調査を実施することとしたもの | | ０ |
| エ　令和６年度において処理したもの | | 567 |
|  | (ｱ)委員会が、本市の機関に対して是正等の措置を勧告したもの | ０ |
| (ｲ)委員会が、本市の機関に対して意見書を提出したもの | ０ |
| (ｳ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められたもの | 18 |
| (ｴ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められなかったもの | 15 |
| (ｵ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの | 534 |
| オ　翌年度に継続するもの | | 99 |
| **（２）不利益取扱いに係る申出処理状況** | | | |
|  | ア　令和６年度に継続されたもの | | ０ |
| イ　令和６年度に受け付けたもの | | ２ |
| ウ　令和６年度において処理したもの | | １ |
|  | (ｱ)調査の結果、不利益な取扱いが認められなかったもの | １ |
| (ｲ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの | ０ |
| エ　翌年度に継続するもの | | １ |

※是正等の措置の勧告：職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）第９条第１項及び第２項に基づくもの

意見書：条例第24条第１項に基づくもの

不利益取扱いに係る申出：条例第12条第１項に基づくもの

**５　違法又は不適正な事実が認められたもの（上記４(１)エ(ｳ)）の例**

港区役所案件

・職権で作成した個人情報が記載された３枚複写の住民異動届のうち１枚（以下「当該書類」という。）を第三者である区民に誤交付し、一時所在不明とした。（違法：大阪市公文書管理規程第３条第３項違反、不適正：重要管理ポイント（交付）違反）

　・当該書類が所在不明であることが判明したにもかかわらず、その時点で定められた報告先に報告しなかった。（違法：大阪市公文書管理規程第35条違反、不適正：個人情報に係る事務処理誤り等の公表に関する事務取扱要領第３条違反）

　・第三者である区民から誤交付した当該書類が届けられたが、受領後に事務室内で一時所在不明とした。（違法：大阪市公文書管理規程第３条第３項違反）

　・第三者である区民から誤交付した当該書類が届けられたことにより、当該書類の誤交付による個人情報の漏えいが明らかになっていたにもかかわらず、所属の個人情報保護担当への報告が遅延した。（不適正：個人情報に係る事務処理誤り等防止ガイドライン６(1)違反）

（注１）いずれの事項も是正等の措置がとられている。

（注２） 重要管理ポイントとは、「個人情報を適正に取り扱うために各所属が設定した、作業工程やルールの中に存在する必ずそのポイントを押さえればミスが発生しにくくなる業務管理上のポイント」をいう。

**６　大阪市公正職務審査委員会の状況**

**・委員会委員（令和６年度）**

委員長　　　金井　美智子　［弁護士］

委員長代理　原　繭子　［公認会計士］

（第１部会）

第１部会長　　　金井　美智子　［弁護士］

　　　　第１部会長代理　原　繭子　［公認会計士］

　　　　　　　　　　　　林　裕之　［弁護士］

　　　（第２部会）

　　　　第２部会長　　　東　重彦　［弁護士］

　　　　第２部会長代理　藤原　祥孝　［公認会計士］

　　　　　　　　　　　　溝内　有香　［弁護士］

**・委員会及び部会の開催状況**

開催回数　44回

審議時間　91時間50分